

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課 （06-6630-3238）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業（事業の範囲：し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥）の許可
概要	大阪市域内において、一般廃棄物（し尿及びし尿を含む汚泥並びにディスポーザ汚泥）の収集運搬を業として行おうとする者の新規申請に対する処分
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
審査基準	<p>一般廃棄物処理業（収集運搬業に限る。）の許可の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に掲げられている事項。 2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条の2第1項各号のいずれかに該当しないときは、法第7条第5項第3号の環境省令で定める基準に適合しないものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。 3 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第15条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、法第7条第5項第4号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。 4 申請者の事業の開始により、既に許可を受けている者との競争が過度に行われ、その結果、本市における一般廃棄物の適正な処理が阻害されるおそれがないこと。
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	環境局事業部事業管理課
提出時期	別途定める
提出方法	許可申請書に必要な書類を添付して、環境局事業部事業管理課へ提出してください。
手数料	1万円
相談窓口	環境局事業部事業管理課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000198772.html
備考	